

稼働資産(長崎造船所)を含む 世界遺産登録推薦に係る概要について

- 明治日本の産業革命遺産
九州・山口と関連地域 —

海事局

① 世界遺産条約について

1. 条約の概要

- 「世界遺産条約」(Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage)
1972年採択, 75年発効。我が国は92年締結。締約国数190ヶ国(平成25年6月現在)
- 文化遺産や自然遺産を人類全体のための世界遺産として損傷, 破壊等の脅威から保護し, 保存していくために, 国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的。
- 世界遺産の数: 合計981件(平成25年6月26日現在)
「文化遺産」(759件), 「自然遺産」(193件), 「複合遺産」(29件)
(うち我が国の世界遺産, 文化遺産13件, 自然遺産4件)

※産業遺産とは, 人類の科学技術の発展と産業活動の進展の成果に関連する物件を含む文化遺産の通称

2. 世界遺産一覧表への記載について

- 世界遺産とは
「世界遺産(World Heritage)」とは, 世界遺産条約に基づいて作成される「世界遺産一覧表」に記載されている物件のことで, 一覧表記載可否は, 世界遺産委員会で決定される。
- 世界遺産に選ばれる基準
世界遺産委員会(委員国21カ国)が, 各国の文化遺産・自然遺産のうち「顕著な普遍的価値(OUV: Outstanding Universal Value)」を有するものを世界遺産一覧表に記載することを決定する。例えば, 対象となる資産に対して, 国内での保護措置が十分採られているか等も判断基準。
- なお, 日本は2011年から委員国(2015年まで)を務める。

② 日本における世界遺産（25年6月26日現在）

文化遺産（13件）

※（）書きは所在県及び世界遺産一覧表記載年

- ①法隆寺地域の仏教建造物（奈良県：H5）
- ②姫路城（兵庫県：H5）
- ③古都京都の文化財（京都府・滋賀県：H6）
- ④白川郷、五箇山の合掌造り集落（岐阜県・富山県：H7）
- ⑤原爆ドーム（広島県：H8）
- ⑥厳島神社（広島県：H8）
- ⑦古都奈良の文化財（奈良県：H10）
- ⑧日光の社寺（栃木県：H11）
- ⑨琉球王国のグスク及び関連遺産群（沖縄県：H12）
- ⑩紀伊山地の霊場と参詣道（三重県・奈良県・和歌山県：H16）
- ⑪石見銀山とその文化的景観（島根県：H19）
- ⑫平泉 - 仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 - （岩手県：H23）
- ⑬富士山 - 信仰の対象と芸術の源泉（山梨県・静岡県：H25）

自然遺産（4件）

- ①屋久島（鹿児島県：H5）
- ②白神山地（青森県・秋田県：H5）
- ③知床（北海道：H17）
- ④小笠原諸島（東京都：H23）

～文化遺産、自然遺産～

○文化遺産

記念工作物、建造物群及び遺跡のうち、人間の作品として学術上顕著な普遍的価値を有するもの等

○自然遺産

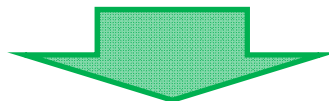
特徴がある、希少動植物が存在する等の自然の地域のうち、学術上、保存上、観賞上、景観上等の顕著な普遍的価値を有するもの等

我が国の暫定一覧表記載物件（文化遺産12件、自然遺産なし）

- ①「武家の古都・鎌倉」
 - ②「彦根城」
 - ③「富岡製糸場と絹産業遺産群」
 - ④「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」
 - ⑤「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」
 - ⑥「国立西洋美術館」
 - ⑦「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」
 - ⑧「九州・山口の近代化産業遺産群」
 - ⑨「宗像・沖ノ島と関連遺産群」
 - ⑩「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」
 - ⑪「百舌鳥・古市古墳群」
 - ⑫平泉 - 仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群（拡張申請）
- ※③富岡製糸場は25年に正式推薦（①鎌倉は24年に正式推薦（H25推薦取下げ））

③ 稼働中の産業遺産を世界遺産登録するための新たな枠組みについて)

○従来: 全て文化審議会のみで推薦候補を審議・選定し、関係省庁連絡会議に諮る仕組みであった



文化財保護法に基づく規制は適当でないという危険
する保有企業の理解を得ることが最大の課題

○新たな枠組み: 稼働中の産業遺産については、遺産価値の保全と企業経営の制約の最小化が両立されるよう、関連産業を所管する省庁及び文化財保護法以外の保全手法を所管する省庁の意向を内閣官房が集約しつつ、世界遺産に推薦する候補を選定する仕組みを新たに構築
(平成24年5月25日閣議決定「稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱い等について」)

稼働中の資産を含む案件の推薦までの手続き

○地方公共団体等による推薦書原案の提出

●稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議
(座長:工藤教和慶應義塾大学名誉教授 事務局:内閣官房)

●文化審議会

●資産の保全手法に関する審議会

●資産に係る産業に関連する審議会

交通政策審議会
海事分科会
にて検討

●稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議
・推薦書提出の確認

●世界遺産条約関係省庁連絡会議(事務局:外務省)
・政府による推薦の決定

●閣議了解
・政府による推薦の最終決定

(の部分が
新設された手続き)

④ 「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」 構成資産一覧

エリア	番号	所在地	遺産名
1 萩	1	萩市(山口県)	萩城下町
	2	萩市(山口県)	萩反射炉
	3	萩市(山口県)	恵美須ヶ鼻造船所跡
	4	萩市(山口県)	大板山たたら製鉄遺跡
	5	萩市(山口県)	松下村塾
2 鹿児島	6	鹿児島市(鹿児島県)	旧集成館
	7	鹿児島市(鹿児島県)	寺山炭窯跡
	8	鹿児島市(鹿児島県)	関吉の疎水溝
3 佐賀	9	佐賀市(佐賀県)	三重津海軍所跡
4 韮山	10	伊豆の国市(静岡県)	韮山反射炉
5 釜石	11	釜石市(岩手県)	橋野高炉跡及び関連遺跡
6 長崎	12	長崎市(長崎県)	小菅修船場跡
	13	長崎市(長崎県)	第三船渠
	14	長崎市(長崎県)	旧木型場
	15	長崎市(長崎県)	ジャイアント・カンチレバークレーン
	16	長崎市(長崎県)	占勝閣
	17	長崎市(長崎県)	高島炭坑
	18	長崎市(長崎県)	端島炭坑
	19	長崎市(長崎県)	旧グラバー住宅
7 三池	20	大牟田市(福岡県)	三池炭鉱宮原坑
	21	荒尾市(熊本県)	三池炭鉱万田坑
	22	大牟田市(福岡県)荒尾市(熊本県)	三池炭鉱専用鉄道敷跡
	23	大牟田市(福岡県)	三池港
	24	宇城市(熊本県)	三角西(旧)港
8 八幡	25	北九州市(福岡県)	八幡製鐵所旧本事務所
	26	北九州市(福岡県)	八幡製鐵所修繕工場
	27	北九州市(福岡県)	八幡製鐵所旧鍛冶工場
	28	中間市(福岡県)	八幡製鐵所遠賀川水源地ポンプ室



左枠内の資産の、価値及び
保全方策について審議

※黄色は稼働資産

⑤ 世界遺産リストにおける稼働中の産業遺産

世界遺産リストにおける稼働中の産業遺産は、文化財保護体系とその他の法令を組み合わせることで保全が行われている。



遺産名：アルブラ/ベルニナの文化的景観中のレーテッシュ鉄道
国：スイスと一部イタリア
所有者：鉄道会社
保護立法：自然及び国家遺産保護法、鉄道法



遺産名：ポンテカサルテ水路橋と運河
国：イギリス
所有者：英国水路公社等
保護立法：運河法、史跡地区法、計画（指定建造物及び保護地域）法等



遺産名：カールスクローナ海軍港
国：スウェーデン
所有者：造船会社、海軍、市
保護立法：国家資産管理法、遺産保護法等



遺産名：インドの山岳鉄道
国：インド
所有者：インド政府
保護立法：鉄道法、公有地法

⑥ 長崎造船所内の構成資産の概要

第三船渠

三菱重工長崎造船所では1879年に第一船渠が、1896年に第二船渠が、1905年には第三船渠が建設され、多くの船舶の修理が行われた。三菱重工長崎造船所には創成期の構造物が余り残っていない中で第三船渠は、一部拡張を行っているものの、当時の姿をとどめる貴重な資産である。



ジャイアント・カンチレバークレーン

英国アップルビー社が製造、マザーウェル・ブリッジ社が建設。日本へ輸入され、1909年、飽の浦艀装岸壁に設置された。1961年、現在の岸壁に移設され現在に至る。巨大クレーンは世界でも珍しい造船の伝統を語る。



占勝閣

第三船渠の北方の丘上に位置し、1904年落成。専ら迎賓館として使用。占勝とは「風光景勝を占める」との意味。1905年に東伏見宮依仁親王殿下が上泊せられて命名された。



旧木型場

鋳物用木型の製作所として建てられた煉瓦造りの建物で、かつては三菱重工長崎造船所の鋳物工場の一部だったが、現在は1985年設立の三菱史料館として使われている。収蔵品には日本最古の工作機械である幕府が長崎製鉄所建設に合わせて1857年にオランダから輸入した「豎削盤」がある。



⑦ 長崎造船所内の構成資産の価値保全対象及び保全手法の概要

構成資産の価値

- 本推薦資産群の三菱重工業(株)長崎造船所の敷地内の該当資産、第三船渠、ジャイアント・カンチレバー・クレーン、旧木型場及び占勝閣は、三菱合資会社により造船業が形成される時代を証言している。幕末、洋式艦船の建造・修理技術がなかった日本が、半世紀で東洋一のドックを築造し、大型船舶を建造する技術を習得し、世界の一流水準に到達した明治日本の急速な産業化を証言する歴史的、社会的、技術的価値を有する遺産である。

保全対象

- 船渠及びクレーンには当時の最新機器である電動機が採用され、船渠の排水ポンプやクレーンの動力装置は、良好な維持・整備のもとで現在も当時の機能・用途が維持されている。また、煉瓦造の旧木型場及び洋式木造建築の占勝閣は、西洋建築技術の導入の証左となる構造躯体がOUV(顕著で普遍的な価値)に貢献する要素として保全すべき対象となる。

保全手法の概要

- 第三船渠、ジャイアント・カンチレバー・クレーン、旧木型場及び占勝閣は景観法に基づく景観重要建造物として指定する方向で調整中であり、当該指定により、これらの構成資産の遺産価値を損なうような改変は規制することが可能となる。
- 一方、定期的な維持管理の一環として行う補修等については許可手続きを不要とすることにより、遺産価値の適切な保全と価値保全が保有企業の経営に与える制約の最小化との両立を図ることとしている。